

制限付き一般競争入札実施要領（修繕）

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人福井県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する修繕の契約について、入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、「入札執行者」とは、公社事務決裁規程第4条に規定する入札執行者をいう。

（対象工事）

第3条 制限付き一般競争入札は、原則として、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が100万円を超える修繕について実施するものとする。

（入札公告の方法）

第4条 入札公告（以下「公告」という。）は、原則として、公社における掲示および公社ホームページを利用して一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

（入札の公告事項）

第5条 入札の公告事項のうち、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める事項を公告するものとする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第149条第1項第2号に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項
 - ア 確認申請書等（第7条第1項に規定する確認申請書等をいう。以下この号および第3号において同じ。）を提出する時点において、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号。以下「告示」という。）の規定に基づき、福井県が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定されている者であること。
 - イ 確認申請書等を提出する時点において、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者または同条第2項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。
 - ウ 確認申請書等を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。
 - エ 確認申請書等を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入している者または退職一時金制度を有している者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。
 - オ 役員（役員として登記または届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないことまたは役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと（共同企業体にあつては、構成員の全て）。
 - カ 制限付き一般競争入札に付する修繕を的確かつ円滑に施工できる者であること。
 - キ 制限付き一般競争入札に付する修繕に、主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）および現場代理人を適切に配置できる者であること。
 - ク 確認申請書等を提出する時点において、当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者（その者が共同企業体の場合にあつては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する資本的関係または人的

関係がない者であること（共同企業体の場合にあつては、構成員の全て）。

- (ア) 親会社と子会社の関係（個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - (イ) 親会社（個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
- ケ 確認申請書等を提出する時点において、健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること。（共同企業体にあつては、構成員の全て）。
- コ 公益財団法人福井県下水道公社修繕元請下請関係適正化指導要綱に定められた事項の全てを遵守する者であること。
- サ その他入札参加資格委員会（第18条第1項の入札参加資格委員会をいう。）が必要であると認める資格を有する者であること。
- (2) 入札保証金に関する事項
- (3) 入札の無効に関する事項 次のいずれかに該当する入札を無効とすること。
- ア 入札に加わる資格がない者または資格のなくなった者のした入札
 - イ 入札保証金を要するものについて、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
 - ウ 入札者またはその代理人がした二以上の入札
 - エ 二人以上の代理をした者のした入札
 - オ 入札者が連合した入札
 - カ 最低制限価格が設けられている場合において、これに満たない金額をもって行った入札
 - キ 入札の際、不正の行為をした者の入札
 - ク 金額その他要点を確認することができない入札
 - ケ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札
 - コ 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札
 - サ 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに第1号アからケまでに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札
 - シ 工事入札心得その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札
 - ス 第6条による図面等の配布を受けなかった者または入札執行者が配布したことを確認することができなかった者が行った入札
 - セ 第12条第1項に規定する工事費内訳書の提出を行わなかった者（同条第2項の規定により提出を求められなかった場合を除く。）または提出された工事費内訳書が同条第3項各号に掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札
 - ソ その他制限付き一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札
- (4) 入札条件に関する事項
- ア 契約書の作成に関する事項
 - イ 契約保証金に関する事項
 - ウ 前払金その他代金の支払いに関する事項

（図面等の配布）

第6条 図面等は無償により配布するものとし、その旨を公告において明らかにする。

- 2 図面等の配布期間、配布場所および配布方法を公告において明らかにする。
- 3 図面等の配布は、公告後速やかに開始することとし、入札執行日の前日まで行う。
- 4 図面等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにする。

- 5 質問書の提出は、直接持参する方法に限るものとし、郵送等、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法等は、認めない。
- 6 質問書の提出期間は、原則として公告の日の翌日から、入札執行日の5日前まで（休日を除く。）とする。
- 7 質問書の提出場所は、契約担当グループとする。
- 8 質問書に対する回答は、書面により速やかに質問者に対して行うとともに、公社ホームページに掲載する。
- 9 質問に対する回答書の閲覧は、入札期間が開始する日の前日まで行う。
- 10 図面等にかかわらない事項についての質問は、入札日前日の午後4時までとし、電話によるものも認める。

（確認申請書等の提出等）

第7条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）および入札参加資格確認資料（以下これらを「確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 2 確認申請書等の提出期限は、原則として、公告の日の翌日から起算して10日以上（休日を含む。）経過した日に入札執行者が公告において指定する日までとする。
- 3 確認申請書等は、直接持参する方法によるものとし、郵送または電送を認めない。
- 4 第1項の入札参加資格確認資料は、次に掲げるものとする。
 - (1) 当該制限付き一般競争入札に係る修繕と同種同程度の工事の施工実績に関する資料（様式第2号）
 - (2) 当該制限付き一般競争入札に係る修繕に配置を予定している主任技術者または監理技術者および現場代理人の資格、経歴、経験等に関する資料（様式第3号）
 - (3) 当該制限付き一般競争入札に係る修繕で使用する建設機械の保有状況および当該建設機械の運転または操作をするために必要な全ての技能者の配置に関する資料（様式第3号の2）
 - (4) 第5条第1号クに掲げる関係がないことを確認するために必要な資料（様式第3号の3）
 - (5) 第5条第1号ケを確認するために必要な資料（様式第3号の4）
 - (6) 公益財団法人福井県下水道公社修繕元請下請関係適正化指導要綱の遵守に関する誓約書（様式第3号の5）
 - (7) その他入札参加資格を確認するために必要な資料として公告において定める書類
- 5 前項の入札参加資格確認資料の提出後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。

（入札参加資格の有無の通知）

第8条 入札執行者は、第7条第2項に規定する確認申請書等の提出期限の日の翌日から起算して原則として5日以内（休日を除く。）に、入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書（様式第4号）により、確認申請書等を提出した者に通知するものとする。

- 2 入札執行者は、入札参加資格の有無の確認のために必要があると認めるときは、確認申請書等を提出した者に、資料の提出、説明その他必要な指示を行うことができる。
- 3 第1項に規定する入札参加資格の有無の確認は、入札参加資格委員会の議を経て行うものとする。
- 4 確認申請書等を提出した者が第2項の規定による指示に従わないときは、入札参加資格がないものとする。
- 5 第1項の規定による通知（次条および第10条において「確認通知」という。）は、郵送により行うものとする。

（入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明）

第9条 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、入札執行者に対し、書面により、入札参加資格がないとされた理由の開示を求めることができる。

- 2 前項の書面の提出期限は、確認通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
- 3 入札執行者は、前項の規定による書面の提出があったときは、原則として同項に規定する提出期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答するものとする。
- 4 前項の回答は、入札参加資格委員会の議を経て行うものとする。

(入札の辞退)

- 第10条 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者は、入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。
- 2 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者が第11条に規定する入札期間内に入札書を提出しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- 3 前2項の規定により入札を辞退した者は、入札を辞退したことを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けない。

(入札)

- 第11条 入札書の提出方法は、郵送入札によるもの（配達記録が残る郵便等に限る。）とし、持参または電送によるものは認めない。なお、入札書は提出期限必着とし、消印有効は認めない。提出期限外に提出された入札書は、いかなる事由があっても受け付けない。併せて、入札書の到着確認の問い合わせについては、一切応じない。
- 2 入札書の受付期間は、原則として、開札日の前々日および前日の2日間（休日を除く。）とし、それぞれの日の受付時間は、前々日にあつては午前8時30分から午後5時まで、前日にあつては午前8時30分から午後4時までとする。

(工事費内訳書の提出)

- 第12条 入札執行者は、次のいずれかに該当する場合は、入札参加者に対し、入札書の提出と同時に、工事費内訳書の提出を求めるものとする。
- (1) 談合情報等の調査のため必要があると入札執行者が認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が工事費内訳書の提出の必要がないと認めた場合は、工事費内訳書の提出を求めないことができる。
- 3 入札参加者が提出しなければならない工事費内訳書は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。
- (2) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。
- (3) 内訳明細表および代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る。）
- 4 前3項に規定するもののほか、工事費内訳書に関し必要な事項は、別に定める。

(開札の実行)

- 第13条 入札執行者は、開札日時に至ったときは、遅滞なく予定価格調書を開封し、開札を行うものとする。
- 2 開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行うことができる。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

(落札者の決定)

- 第14条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、落札者と決定するものとする。
- 2 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定するものとする。
- 3 入札執行者は、第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができるものとする。
- (1) 最低制限価格制度を適用する修繕である場合
- 4 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札を確認したうえで、落札決定通知書により入札参加者に通知するものとする。

(再度の入札の実施)

第15条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、1回に限り、再度の入札を行うことができるものとする。

2 再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札執行者は、不落随契（地方自治法施行令第167条の2第8号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

(入札の取りやめ)

第16条 入札執行者は、次のいずれかに該当する場合には、入札を取りやめるものとする。

(1) 談合情報対応要領に定める談合があった場合もしくは談合の疑いがある場合または入札手続上の不備がある場合など、入札執行者が公正な入札を維持することができないと認めた場合

(2) 前条第1項の再度の入札を実施しない場合

(3) 前条第2項の規定による不落随契を行わない場合

2 前項の規定による入札の取りやめが、開札を行う前である場合にあつては、遅滞なく公社ホームページに掲載する方法により周知するものとし、開札を行った後である場合にあつては、取りやめ通知書により入札参加者に通知するものとする。

(入札結果等の公表)

第17条 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに、入札結果を公社ホームページを通じて一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定により閲覧に供する入札結果には、落札者および落札決定の日を表示するものとする。

3 前項に規定するもののほか、入札を無効または失格とされた者がいるときは、入札を無効または失格としたことおよびその理由を表示するものとする。

(入札参加資格委員会)

第18条 次に掲げる事項を審議するため、入札参加資格委員会を設置するものとする。

(1) 入札参加資格の決定に関する事項

(2) 入札参加資格の確認に関する事項

(3) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の開示に関する事項

(4) その他入札を適正に執行するために必要な事項

2 入札参加資格委員会は、公益財団法人福井県下水道公社理事長（以下「理事長」という。）が指名する者をもって構成する。

(その他)

第19条 この要領に定めのない事項については、前条第1項の入札参加資格委員会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。